

高等学校の「事前型の規制・制度」の 在り方に係る文部科学省の取組について

令和4年11月30日(水) 規制改革推進会議 人への投資ワーキング・グループ

高等学校の設置認可について

- ▶ 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、 高等学校設置基準(=文科省令で定める必要最低の基準) 等に則って設置されることが必要。
- ▶ 各都道府県等においては、これらの法令を踏まえて設置認可 基準を定めており、当該基準に基づいて、市町村が高等学校 を設置する場合には都道府県教育委員会の、学校法人が高 等学校を設置する場合には都道府県知事の認可の判断がな されている。なお、私立の高等学校の設置認可を行うに当たっ ては、都道府県知事は私立学校審議会の意見を聴くことが義 務付けられている。



(参考)

- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)
- 第三条 <u>学校を設置しようとする者</u>は、学校の種類に応じ、<u>文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い</u>、これを設置しなければならない。
- 第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該 各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下 「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)及び通信による教育を 行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同 様とする。
 - 一 (略)
 - 二 <u>市町村</u>(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条 第一項及び第百三十一条において同じ。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

2~5 (略)

- 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)
- (私立学校審議会等への諮問)
- 第八条 <u>都道府県知事</u>は、<u>私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校</u>について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に 規定する事項を行う場合においては、<u>あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。</u>
- 2 (略

私立学校審議会について

▶ 私立学校法は、私立学校の自主性を尊重し、その公共性を高めることをねらいとしており、都道府県知事の私立学校に対する行政の適正を期するため、一定の事項については、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならないこととしている。

(あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならない主な事項)

- ① 私立学校の設置・廃止等 ②学校の閉鎖命令 ③寄附行為の認可
- ④ 措置命令の発出 ⑤役員の解任勧告 ⑥収益事業の停止命令の発出 ⑦解散命令の発出
- ▶ 私立学校審議会の委員は、教育に関し学識経験を有する者を都道府県知事が任命。私立学校関係者をはじめとして、地元企業や大学関係者等の様々な有識者で構成されている。

(参考)

■ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)

(私立学校審議会等への諮問)

第八条 <u>都道府県知事</u>は、<u>私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校</u>について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に 規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(私立学校審議会)

第九条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

第十条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

私立学校の新たな設置認可に係る都道府県の運用について

令和4年度第1回都道府県私立学校主管部課長会議

学校主管部課に対して説明・周知済

(令和4年10月オンデマンド開催)にて、都道府県私立

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)

- II 実施事項 5. 個別分野の取組 〈人への投資〉
 - (1) 個に応じた学びを大切にする、社会に開かれた初等・中等教育
 - No.1 誰一人取り残されない、デジタル活用を前提とした個別最適な教育
 - b 文部科学省は、都道府県の設置認可に係る審査の基準等により、**私立学校の新設を実質的に認めない運用がなされている 等の事例について調査し実態把握を行う**とともに、**むやみに新規参入を妨げる等の不適切な運用が行われないよう**、必要に応じて改善を促す。あわせて、学校法人の経営判断をサポートできるよう、経営困難校等が学校法人運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図る。【令和4年度措置】

都道府県の運用について

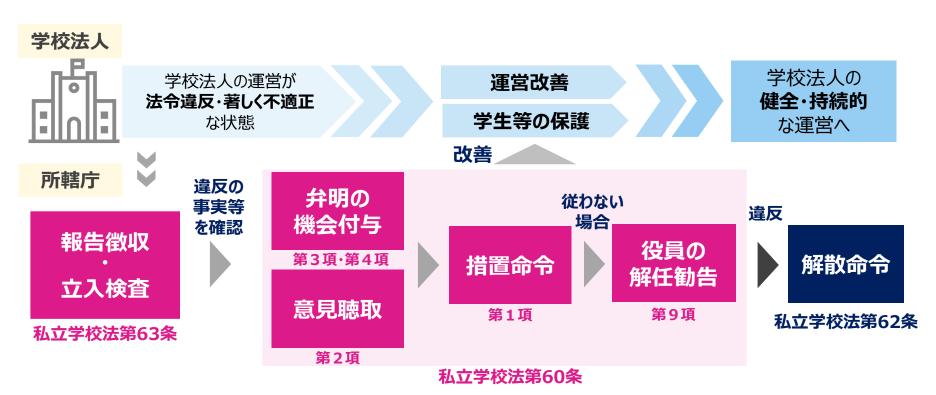
- ■私学の新設及び収容定員増加に対する抑制的な運用を行っている都道府県は8道府県。
- ■主な理由としては、**少子化が進んだことによる定員割れと学校の経営不振を未然に防ぐということが挙げられている。** そのほか、それぞれの特色を生かした教育を行うために公私間比率を定めている、都道府県内都市部への一極集中を避ける等。
- ■学校新設や収容定員増加の抑制的運用の実施につき、
 - ・**住民の意見を取り入れるためのパブリックコメントを実施**するなど、十分な検討を実施
 - ・「強い社会的要請がある場合は新設を認める」等の例外措置を設けるなどの柔軟な取り扱い
 - ・教育委員会や外部有識者を含めた協議会等において、**定期的な運用の見直し**など、不当に学校の新設等を認めない運用とならないような対応もみられる。
- ■新設及び収容定員増加に抑制的な運用を行っている都道府県と対象学校種

北海道	: 高等学校	愛知県 : 高等学校
埼玉県	:高等学校(全日制)、中等教育学校(後期課程)	京都府 : 高等学校
千葉県	: 小学校、中学校、高等学校	岡山県 : 高等学校(全日制)
神奈川県	: 高等学校、中等教育学校	鹿児島県 : 小学校、中学校、高等学校

- 都道府県において、私立学校の新たな設置認可において抑制的な運用を行う場合、その必要性について十分な検討を 行うことが適切であり、パブリックコメントの実施など適切なプロセスを確保することが望ましい。
- また、その必要性等について**定期的な見直し**を行うことも重要。

経営が困難な高等学校の円滑な撤退等に向けて

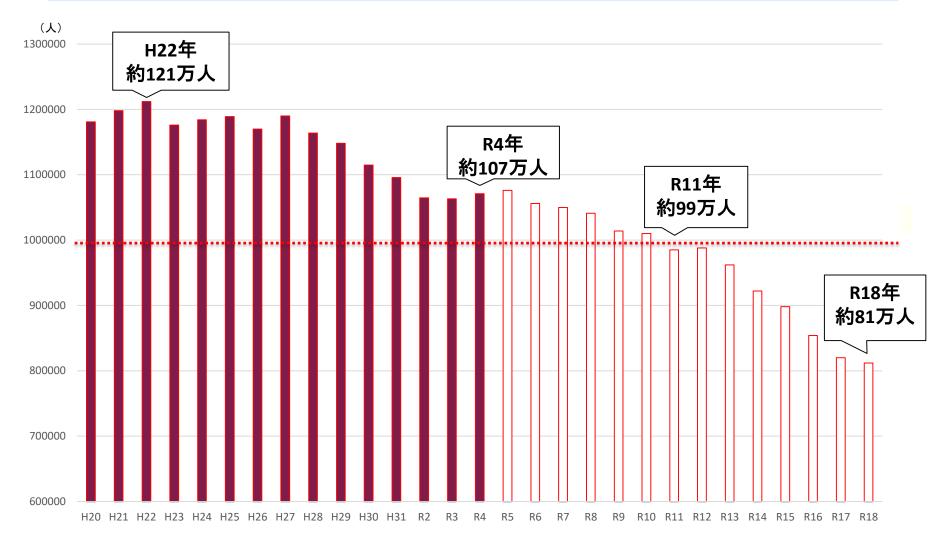
- ▶ 各都道府県においては、地域における今後の15歳人口の動向等の実態に応じた高等学校教育の在り方を模索。
- ▶ 私立高等学校の設置認可において、新設を実質的に認めない運用がなされ、むやみに新規参入を妨げている状況は是正されなければならないが、少子化が進展する中において、生徒数に比して学校が乱立することで、経営難に陥る学校が増加することは問題。地域の実態に応じ、設置者間での必要な調整を行うとともに、生徒の教育機会の確保と教育の質の保障の観点から、経営難に陥った学校が円滑に撤退できるようにすることが重要。
- ▶ 経営に課題を抱える学校法人に対しては、所轄庁から必要な助言等を行うとともに、私立学校法に基づく指導等の仕組みが必要に応じて適切に活用されるよう、各都道府県私立学校主管部課に対して働きかけを行う。さらに、日本私立学校振興・共済事業団が作成している「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」の周知等を図っていく。



参考資料

15歳人口の推移

○15歳人口は、年々減少傾向。これまでは100万人を超えて推移してきたが、今和11年には100万人を割り込み、 今和18年には約81万人になることがほぼ確実。令和18年の人口は令和4年と比較して約24%も減少する見込み。

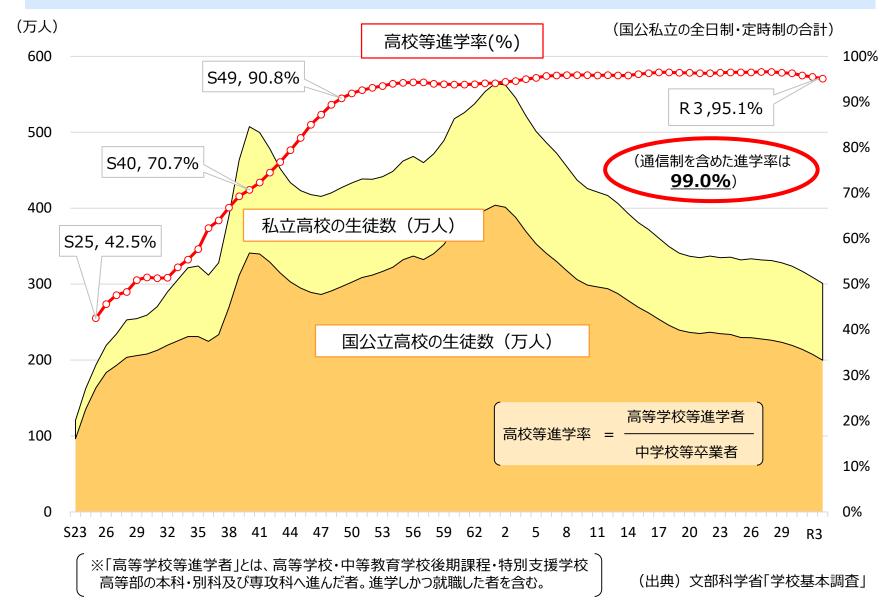


[※]H20~R3までは、総務省人口推計の年齢(各歳)別人口より

[※]R4~R18までは、総務省人口推計の年齢(各歳)別人口令和3年資料より算出

高等学校等への進学率 [推移]





高等学校の学校数[令和4年度(速報)]

○ 高等学校の学校数(令和4年度速報)について、全日制高校は4,652校(全体の91.5%)、定時制高校は628 校(全体の12.4%)、通信制高校は273校(全体の5.3%)。

(全日制・定時制課程)

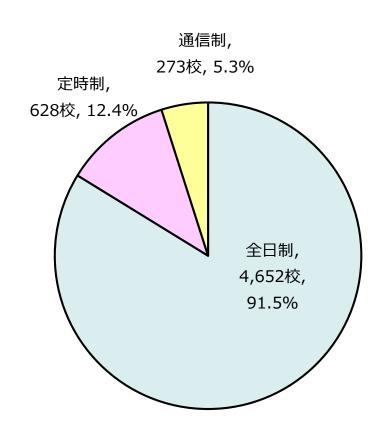
(校)

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2887	1294	4196
定時制	_	168	4	172
全定併設	_	434	22	456
総計	15	3489	1,320	4824

(通信制課程)

(校)

	国立	公立	私立	総数
独立校	_	6	120	126
併置校	_	72	75	147
総計	_	78	195	273



※一つの学校に課程が併置されている場合は、それぞれの 課程について、重複して計上。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

学校法人に関する主な法律等について

私立学校法

▶学校法人の設立、管理運営等

私立学校振興助成法

▶私立大学の経常的経費の補助等

寄附行為審查基準

学校法人会計基準

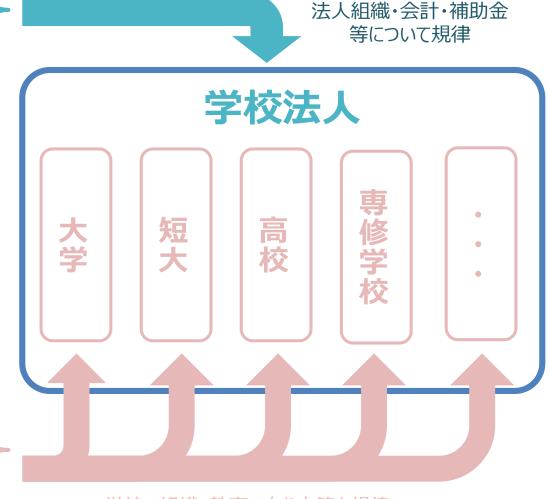
教育基本法

▶教育の目的及び理念等

学校教育法

▶学校制度の基本を定めたもの

大学設置基準 短期大学設置基準 大学院設置基準 等



私立学校・学校法人に対する所轄庁の指導権限について

所轄庁(文部科学省・都道府県)

行政手続法

ロ 相手方の協力による行政指導 (行政手続法第32条)

所掌事務の範囲内での任意の協力による行政指導

学校教育法

- 学校の設置・廃止の認可(学校教育法第4条第1項)
- □ 学部等の設置・廃止の届出・措置命令 (学校教育法第4条第2項・第3項)
- □ 学校の閉鎖命令(学校教育法第13条)
 - ①法令の規定に故意に違反したとき
 - ②法令の規定により文部科学大臣の命令 に違反したとき
 - ③6か月以上授業を行わなかったとき
- □ 勧告・変更命令・廃止命令 (学校教育法第15条)

設備、授業等が法令の規定に違反しているとき

ロ 寄附行為・変

- □ 寄附行為・変更の認可・届出(私立学校法第30条第1項・第45条)
- 措置命令・役員の解任勧告(私立学校法第60条)

私立学校法

- ①学校法人が法令の規定等に違反したとき
- ②その運営が著しく適性を欠くと認めるとき
- 口 解散命令(私立学校法第62条)

法令の規定に違反又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合(他の方法により監察の目的を達することができない場合

より監督の目的を達することができない場合)

ロ 報告及び検査(私立学校法第63条)

私立学校振興助成法

ロ 役員の解職勧告等

(私立学校振興助成法第12条)

- ※私学助成を受ける学校法人に限る
- ①報告聴取、質問、検査(第1号)
- ②収容定員是正命令(第2号)
- ③予算変更の勧告(第3号)
- ④役員の解職勧告(第4号)

